

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年11月 6日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(C)の点検期限を点検計画に基づき平成27年11月としていたが、他作業との兼ね合いにより点検工程の変更が必要となったことから、マニュアルに従い、検討評価し点検期限を1ヶ月延長。	GⅢ	
2	3号機	原子炉冷却材再循環ポンプ(A/B)出口温度打点式記録計において、印字不良(印字駆動部の劣化により、正常に打点(印字)しない)が認められたため、当該駆動機構を点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)3SB-2(3A)において、盤内にしゃ断器の一部と思われる部品の落下が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理。	—	H28.3.29再審議にて、折損等がなく当該盤の部品ではないことが確認されたため削除。
4	3号機	所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)3SB-2(7B)において、盤内にしゃ断器の一部と思われる部品の落下が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理。	GⅢ	
5	1・2号廃棄物処理設備	1号機放射性廃棄物処理系放射性廃液移送配管用トレンチ(管理区域)内において、床面に滞留水(約3700リットル、汚染なし)が認められたため、当該原因調査・対策検討。	GⅢ	
6	その他	一次水処理設備木戸川水移送配管排泥弁(No. 6)において、弁の閉固着(開操作できず)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	